

魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。

(2) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する登録を受けた旅行業又は旅行者代理業を営む者をいう。

(3) ツアー 食事、体験、物販、宿泊及び観光施設（以下「観光地等」という。）のいずれか複数を組み合わせて、旅行者が実施する旅行商品又は観光ガイドを活用して市内観光地等を回遊するまちあるき等をいう。

(助成金の交付)

第3条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響で著しく減少している市内観光関連事業者を支援することをもって市内の消費額を増加させるため、市内におけるツアーを実施する者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付対象者は、第1号又は第2号のいずれかに該当する者で、第3号から第7号までのいずれにも該当するものとする。

(1) 次に掲げる要件を全て満たす旅行者

ア 市内に事業所又は営業所を有すること。

イ ツアー参加者の個人情報適切に管理できる者であること。

ウ 新型コロナウイルス感染防止拡大にかかる富山県対策指針（令和2年5月14日付富山県厚生部長事務連絡）別添資料別紙2の感染拡大予防チェックリスト及び旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（日本旅行業協会、全国旅行業協会発行）であって最新のものを遵守していること。

(2) 次に掲げる要件をすべて満たす団体

ア 定款、規約、会則等（以下「定款等」という。）組織に関する定めがあること。

イ 組織に適切な会計処理を担当する者を有していること。

(3) ツアーの実施に当たり、市からこの要綱に基づく助成金以外の補助金、負担金等の交付、市又は市教育委員会の後援に基づく公共施設の使用料若しくは利用料金の減免又はこれらに準ずる助成を受けていないこと。

(4) 国又は地方公共団体が主催又は共催するものでないこと。

(5) 政治活動又は宗教的活動を目的とするものでないこと。

(6) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。

(7) 公序良俗を害するものでないこと。

（助成金の対象となるツアー）

第5条 助成金の対象となるツアーは、市内観光地等を主たる目的地とするツアーで、添乗員、乗務員又は観光ガイドを除く参加者が3人以上のツアーとする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、助成金の交付対象者が実施するツアーに参加する者1人当たりにつき2,000円とする。ただし、当該ツアー1回当たり20,000円を上限とする。

（助成対象期間）

第7条 助成対象期間は、令和4年5月9日から令和5年2月28日までに実施されるツアーとする。

（認定申請）

第8条 助成金の交付の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、ツアー実施の7日前までに、魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) ツアー計画表

(2) ツアー募集チラシ又は企画書等

(3) 第4条第1項第2号に該当する者にあつては、定款等及び名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があつた場合において、その内容を審査し、認定の可否について、魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金認定（不認定）決定通知書（様式第2号）により、認定申請者に通知するものとする。

（ツアーの変更又は中止）

第9条 前条の通知を受けた者（以下「認定決定事業者」という。）が、ツ

アー実施予定日までにツアー内容を変更し、又はツアーを中止する場合は、魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（認定の変更又は取消し）

第10条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは、魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金認定変更（取消）通知書（様式第4号）により、認定決定事業者に通知するものとする。

（交付申請）

第11条 助成金の交付を受けようとする認定決定事業者（以下「申請者」という。）は、ツアーの実施後速やかに魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） ツアー実施行程表

（2） ツアー参加者名簿

（3） 観光地等立ち寄り証明書（様式第6号）（無人施設を除く。）

（4） その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第12条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、これを正当と認めるときは、助成金の交付決定及び額の確定を行い、魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金交付（不交付）決定兼額の確定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第13条 申請者は、前条の通知を受けたときは、速やかに魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第14条 市長は、前条の請求を受けたときは、当該請求のあった日から30日以内に助成金を交付しなければならない。

（助成金交付決定の取消し及び助成金の返還）

第15条 市長は、第11条の規定による添付書類の記載内容に虚偽の事実があると認められた場合その他規則又はこの要綱に違反する行為があった場合は、助成金の交付決定及び額の確定を取り消し、既に交付した助成金については、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類の整備等）

第16条 認定決定事業者は、助成事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出等についての証拠書類を、当該助成事業が完了

する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(細則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
団体名
代表者名
電話番号

魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金認定申請書

魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金の交付の対象となる認定を受けたいので、魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 ツアー実施予定日（宿泊を伴う場合は最終日を記載すること。）

年 月 日（から 年 月 日まで）

2 助成金申請見込額

円

3 添付書類

- (1) ツアー計画表
- (2) ツアー募集チラシ又は企画書等
- (3) 第4条第1項第2号に該当する者にあつては、定款等及び名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 8 条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金認定（不認定）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

- 1 認定します。
- 2 認定しません。
認定しない理由

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
団体名
代表者名
電話番号

魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金の認定決定の通知があった魚津市着地型旅行商品造成支援事業については、次のとおり変更（中止）したいので、魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止）の内容
- 2 変更（中止）の理由
- 3 助成金申請額（変更の場合のみ）
（変更前）金 円
（変更後）金 円
- 4 関係書類（変更の場合のみ）
 - （1） ツアー計画表
 - （2） ツアー募集チラシ又は企画書等

様式第4号（第10条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金認定変更（取消）通知書

年 月 日付けで認定決定した補助金について、魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金交付要綱第10条の規定により、認定の変更（取消）を行いましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

1 認定変更（取消）の理由

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 所在地
団体名
代表者名
電話番号

魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金交付申請書兼実績報告書

魚津市着地型旅行商品造成支援事業が完了し、補助金の交付を受けたいので、魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額

円

2 関係書類

- (1) ツアー実施行程表
- (2) ツアー参加者名簿
- (3) 観光施設等立ち寄り証明書（様式第6号）（無人施設を除く。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第11条関係）

観光地等立ち寄り証明書

※旅行者又は旅行グループ担当者 記入欄

ツアー名			
実施日	年 月 日 ()	参加人数	
申請者名	担当者名		

1 立ち寄り証明①

※施設等担当者 記入・押印欄

施設名			
受入内容	食事・体験・物販・見学・ガイド利用 (該当に○)		
受入れ日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	客単価	1人あたり 円
当該ツアーに対し、上記の通り受け入れたことを証明します。			担当者印又は署名

2 立ち寄り証明②

※施設等担当者 記入・押印欄

施設名			
受入内容	食事・体験・物販・見学・ガイド利用 (該当に○)		
受入れ日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	客単価	1人あたり 円
当該ツアーに対し、上記の通り受け入れたことを証明します。			担当者印又は署名

3 宿泊施設利用証明

※宿泊施設担当者 記入・押印欄

施設名			
宿泊期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	客単価	1人あたり 円
当該ツアーに対し、上記の通り宿泊したことを証明します。			担当者印又は署名

※この証明書は、魚津市着地型旅行商品造成支援事業の実績報告資料です。

上記1から3までのうち該当する項目2つ以上に記入し、施設の担当者印又は署名のうえ実績報告書を提出する際に添付してください。

様式第7号（第12条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金交付（不交付）決定
兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、次のとおり交付（不交付）の決定及び額の確定を行いましたので、魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金交付要綱第12条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付の可否

交付します。

交付しません。
(理由)

2 交付決定額

円

様式第 8 号（第13条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 所在地
 団体名
 代表者名
 電話番号

⑩

魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市着地型旅行商品造成支援事業助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 支所				
	金融機関コード [*]					店舗コード [*]				
口座名義人 (預金者名)	フリガナ									
	氏名									
種別	1 普通	口座番号								
	2 当座 3 その他 ()									

※請求者名義の口座を記入してください。